

各 位

岡山県産業労働部観光課長

旅行業申請に係る手数料支払方法の変更について（通知）

平素より本県観光行政の適切な実施にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、旅行業法に係る各種申請の手数料については、岡山県収入証紙にて納付していただいているところですが、デジタル化の推進と県民の利便性向上など総合的に勘案し、令和5年10月1日をもって証紙制度が廃止されることとなりました。

つきましては、収入証紙に代わる手数料の納付方法を下記の通り定めさせていただきますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

なお、各種申請の際には、事前に書類の確認を行いますので当課までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 納付方法

- (1) 電子申請システムを利用した電子収納
- (2) 納入通知書による納付
- (3) POSS レジによる窓口収納（令和5年2月から）

※各収納方法の詳細につきましては、別紙を参照ください。

2 その他

- ・令和5年9月末までの申請については、収入証紙による納付が可能です。
- ・各種申請における申請用紙は、証紙廃止前のものと変わりません。
- ・購入済みの収入証紙については、払い戻しが可能です。
- ・証紙制度の詳細につきましては、岡山県会計課のホームページをご確認ください。

会計課ホームページ：<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/73/>

3 本県に関する問い合わせ先

岡山県産業労働部観光課

電 話：（086）－226－7382

メール：kanko@pref.okayama.lg.jp